

## インボイス制度開始に伴う

### 特定建設工事共同企業体(建設JV)の留意事項について

令和5年9月  
下関市上下水道局

令和5年10月1日から導入予定である適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)の開始に伴う下関市上下水道局としての特定建設工事共同企業体(以下「建設JV」という。)の取扱いについては以下のとおりとしますので、御留意くださいますようお願いいたします。

#### (1) 建設JVが適格請求書を発行するための要件

建設JVの全ての構成員が適格請求書発行事業者であり、代表構成員又は構成員が納税地を所管する税務署長に「任意組合等の組合員の全てが適格請求書発行事業者である旨の届出書」(第5号様式)を提出した場合に限り、適格請求書を発行することができます。

そのため、建設JVの全ての構成員が適格請求書発行事業者である場合については、所轄する税務署長の收受印のある当該届出書の写しを契約締結後、速やかに提出してください。

#### (2) 建設JVが発行する適格請求書の請求者名

下関市上下水道局が発注する工事請負に係る適格請求書の請求者名については、「代表構成員の氏名又は名称及び登録番号」及び「当該建設JVの名称」を記載してください。

#### 【工事適格請求書様式URL】

<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/site/water/58243.html>

#### ○お問合せ先

下関市上下水道局 経営管理課 契約管財係

電話番号：083-231-8851

※インボイス制度に関するお問合せは、納税地を所轄する税務署にお願いいたします。